

石狩市季節労働者 通年雇用促進協議会の ご案内



航空写真 石狩湾新港管理組合提供



協議会の概要

石狩市を対象とする通年雇用促進支援事業の実施主体として、平成19年10月に石狩市が中心となって設立した協議会です。北海道石狩振興局・石狩商工会議所・石狩北商工会・連合北海道石狩地区連合・石狩市の5団体で構成され国の委託を受けて各種支援事業を実施しています。

協議会の構成メンバー

- 北海道石狩振興局
- 石狩商工会議所
- 石狩北商工会
- 連合北海道石狩地区連合
- 石狩市

石狩市季節労働者通年雇用促進協議会



通年雇用促進支援事業とは

季節労働者の通年雇用を支援し季節に左右されずに年間を通して働ける仕事に雇用形態を転換することで生活の安定を図ることを目的とした国の事業です。

事業内容

当協議会の通年雇用促進支援事業は、主に季節労働者を雇用する企業を対象とした「雇用確保に係る事業」と季節労働者を対象にした「就業促進に係る事業」さらに「その他の事業」を加えた3事業で構成されています。

1 雇用確保に係る事業 【事業所向け】

- 通年雇用支援事業（通年実施）
市内で事業を営む指定業種の企業を中心に、通年雇用に関する資料の送付および各種助成金制度等のご案内を行います。
- 通年雇用支援セミナー事業（6月～7月頃実施予定）
季節労働者を通年雇用にするための具体的な取組みや各助成金などの活用、労働管理の説明、個別相談等を行います。
- 合同企業就職説明会事業（1月～2月頃実施予定）
季節労働者の通年雇用化に向けて、企業の事業説明の機会を設け求職者との面談を通して人材確保の場を提供いたします。
- 季節労働者雇用実態調査事業（1月～2月頃実施予定）
市内事業所での季節労働者の雇用状況と通年雇用化へ向けての取組み等をアンケート用紙で調査を行います。
- 専門家派遣事業（6月～3月頃実施予定）
通年雇用助成金をはじめ各種助成金の活用の仕方など、通年雇用化に役立つ制度について社会保険労務士が個別相談に応じます。



2 就業促進に係る事業 【労働者向け】

- 季節労働者向け通年雇用支援事業（通年実施）
- 合同企業就職説明会事業（2月頃実施予定）
- 通年雇用人材育成事業（7月～3月頃実施予定）
- 季節労働者実態調査事業（12月～2月頃実施予定）

3 その他の事業 【労働者向け】

- 就業アドバイザー相談事業（通年実施）
場所：ジョブガイドいしかり内
日時：月・水・木 11:00～17:00
（年末年始・祝日を除く）
- 季節労働者資格取得支援事業（通年実施）
- 合同企業就職説明会就業相談事業（1月～2月頃実施予定）

指定業種の事業主向け助成（通年雇用助成金のご案内）

重要

助成金の支給を受ける場合は「通年雇用届」の提出が必要です。
〈提出期間：12月16日～1月31日〉

対象となる事業主…指定地域で、「指定業種」に属する事業を行う雇用保険適用事業主の方

指定地域とは

北海道・青森・岩手・秋田の全市町村、宮城・山形・福島・新潟・富山・石川・福井・長野・岐阜の一部の市町村

指定業種とは

- ①林業 ②採石業及び砂・砂利又は玉石の採取業
- ③建設業 ④水産食料品製造業
- ⑤野菜缶詰・果実缶詰又は農産保存食料品の製造業
- ⑥一般製材業 ⑦セメント製品製造業
- ⑧建設用粘土製品(陶磁器製のものを除く)の製造業
- ⑨特定貨物自動車運送業
- ⑩建設現場において据付作業を行う「造作材製造業(建具を除く)」
「建具製造業」「鉄骨製造業」「建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)」
「金属製サッシ・ドア製造業」「鉄骨系プレハブ住宅製造業」
「建設用金属製品製造業(サッシ・ドア・建築用金物を除く)」「置製造業」
- ⑪農業(畜産農業及び畜産サービス業を除く)



対象労働者・対象期間

対象労働者

9月16日以前から雇用され1月31日において雇用保険特例一時金の受給資格を得て、支給を受けることが見込まれる方

対象期間

12月16日から3月15日

詳しくは裏面の
北海道労働局またはハローワークへ
お問い合わせ願います

事業所内・外就業助成

季節労働者を対象期間中継続雇用し、かつ、12月15日まで継続して雇用が見込まれ事業所内就業および対象事業所外就業の場合、事業主に対して対象労働者に支払った賃金の一部を1名につき、1年ごとに継続して最大3回まで助成する。

新規継続労働者（1年目）…対象期間中支払賃金額の2/3（71万円限度）

継続労働者（2年目）、再継続労働者（3年目）…対象期間中支払賃金額の1/2（54万円限度）

移動就労経費助成

対象期間に指定地域外で工事請負契約に基づき事業を行い、就業させるために住所または居所の変更に必要な経費を事業主が負担した場合、その経費を事業所内・外就業助成金に加算して支給する。

◎移動距離（400km以上）に応じ、限度額3～15万円
（往復の交通費・移動中の宿泊費・移転料）

休業手当の助成

対象となる季節労働者を対象期間、就業（事業所内・外就業）させ継続して雇用したものの、一時的に休業させ休業手当を支払った場合、常用労働者の増加に応じて、休業期間中に対象となる労働者に支払った休業手当と対象期間中に支払った賃金の一部を助成する。

◎1回目…賃金の合計金額の1/2（上限71万円）
◎2回目…賃金の合計金額の1/3（上限54万円）

業務転換に対する助成

対象となる季節労働者を季節的業務以外への業務に転換させ、継続して雇用する場合、対象労働者に対象期間中に支払った賃金の一部を助成する。

◎賃金の合計金額の1/3（上限71万円）

職業訓練に対する助成

季節労働者を対象期間中、事業所内・外就業させ、あわせて業務に必要な知識及び技能を習得させる為に職業訓練を実施した場合、訓練にかかった費用を事業所内・外就業助成に加算して助成する。

◎季節的業務の場合…対象となる経費の1/2（上限3万円）
◎季節業務以外の場合…対象となる経費の2/3（上限4万円）

新分野進出整備費の助成

対象となる事業主が季節労働者を通年雇用することを目的として、新分野の事業に進出するために必要な事業所を設置・整備し対象となる労働者を3名以上継続雇用する場合、設置・整備に要した費用の一部を助成する。

◎事業所の設置・整備に要した費用の1/10（上限500万円）

◎同一支給対象事業主につき、一計画3回限度。

指定業種以外の事業主向け助成

トライアル雇用助成金

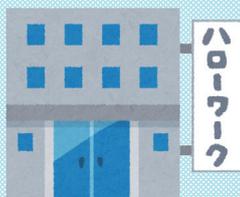
一般事業主（指定事業以外の業種）がハローワークや職業紹介業者が紹介する労働者の常用雇用化を目的に一定期間（原則3ヶ月）試行雇用した場合に助成されるもので、求職者、求人者の相互理解を促進し、早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

トライアル雇用助成金に引き続き通年雇用助成金の支給

季節労働者に対してトライアル雇用を実施した事業主が、対象労働者をトライアル雇用終了日の翌日から引き続き6ヶ月を超える日以降も一般被保険者等として雇い入れ、かつ、通年雇用助成金の支給終了後も引き続き雇用されることが確実であると認められる場合に支給されます。

各種助成金の
お問合せ

は



詳しくは
北海道労働局または
ハローワークの
担当窓口で
ご確認ください

石狩市(浜益区を除く)の事業主の方

北海道労働局

職業対策課

〒060-8566

札幌市北区北8条西2丁目1-1

札幌第一合同庁舎

TEL 011-738-1043

石狩市浜益区の事業主の方

ハローワーク滝川

(滝川公共職業安定所)

〒073-0023

滝川市緑町2丁目5-1

TEL 0125-22-3416

お問合せ

厚生労働省委託事業実施協議会

石狩市季節労働者通年雇用促進協議会

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30-2

石狩市役所 産業振興部 商工労働課内

TEL 0133-72-3166

FAX 0133-72-3540

詳しくは

石狩市 季節労働

検索